

令和2年 刈谷桜まつり商店街連盟加盟店募集要項

1 開催概要

- (1) 出店場所 亀城公園、洲原公園
- (2) 出店期間 令和2年3月25日(水)から4月7日(火)まで <14日間>
午前9時00分から午後9時00分まで
※終期は桜の開花状況により変更する場合があります。
- (3) 来場者数 約81,286人(平成31年)
- (4) 主催 刈谷市観光協会

2 出店内容

- (1) 内容
飲食物、自社製品の販売、パンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。
なお、飲食物の場合、出品品目は食品営業許可の受けられる露店品目に限ります。
- (2) 対象者
刈谷市商店街連盟加盟店、かつ、刈谷市観光協会会員
※申込み時点で、上記条件を満たしていることとします。
※移動販売車での販売は不可とします。
※同一経営者の店舗、又は、同系列店舗の場合は、同一場所において、重複しての出店申込みは出来ません。また、この場合において疑義が生じた場合は、本協会、商店街連盟で協議の上、出店可否等の判断をさせていただきます。
- (3) 出店場所(別紙参照)
亀城公園(体育館南側)
洲原公園(遊具広場前園路)
※設営状況等により変更する場合があります。
- (4) 募集スペース等の条件
亀城公園 スペース・・・最大 幅27m+15m×奥行3.6m 以内
【参考】平成31年 10店舗
電気・・・・・・・・7KW(100V) 以内
洲原公園 スペース・・・最大 幅3.6m×奥行2.7m×2箇所 以内
【参考】平成31年 3店舗
電気・・・・・・・・1.5KW(100V) 以内
- (5) 出店料・出店事務手数料
44,000円/店舗
(内訳:公園使用料・電気設備負担費 1日 3,000円×14日間、
事務手数料 2,000円/店舗)
※出店日数ではなく、開催期間日数で計算します。
- (6) 発電機
・発電機の持ち込み及び使用は禁止します。
・電源は本協会にて設置します。

(7) その他

- ・テントブースの設置は、本協会では行いません。
- ・出店に必要なテント等の設備や、テント内における机・イス等の備品等は、各自で手配してください（費用は出店者負担）。
- ・各店舗の前にゴミ箱を設置してください。また、ゴミ箱のゴミは、各店舗でお持ち帰りください（費用は出店者負担）。
- ・店舗名を記載した看板等を、ブースの見やすい位置に設置してください。
- ・火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。

(8) 申込方法

「桜まつり出店申込書」に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともにあきんどぷら座事務局へ直接お持ちください。

なお、亀城公園と洲原公園の2か所で申込みをする場合、申込書等はそれぞれ用意してください。

※「桜まつり出店申込書」は、あきんどぷら座事務局にて配布します。

(9) 申込期限

令和2年2月7日（金）午後4時まで

(10) 添付書類（飲食物販売の場合）

- ・「食品営業許可証」の写し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）、店舗の「食品営業許可証」の写し、販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険の証券の写し（申請書の写しでも可 ※後日、証券の写しをご提出いただきます。）を、申し込み時に提出してください。
- ・新規に許可証等を取得する場合は、令和2年3月4日（水）に開催する出店者説明会までに、刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局まで提出してください（FAX又は郵送可）。
- ・提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。
- ・食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

3 出店者説明会

(1) 出店者説明会

出店者に対する説明会は、以下の日程により開催しますので、必ず現場の責任者の出席をお願いします。時間厳守でお願いします。

日 時 令和2年3月4日（水）午後2時00分から

場 所 刈谷市役所 7階 702会議室

(2) その他

- ・本要項とは別に、説明会の案内はしませんので、上記日程に必ず出席をお願いします。
- ・出品品目の変更は、上記出店者説明会終了後まで可能です。それ以降の変更は認めませんのでご注意ください。
- ・別途、商店街連盟において、出店者及び出店場所の決定がされます。詳細については、商店街連盟から連絡があります。

4 出店料の支払い

出店者説明会にて、お支払いください。なお、お釣りのない様にご準備をお願いします。

※出店者説明会後の返金は、原則いたしませんのでご了承ください。

※出店者説明会当日にお支払いいただけない場合は、出店できません。

5 連絡網について

桜まつり開催前の連絡事項や開催期間中のトラブルの際には、下記の連絡網のとおり連絡をお願いします。



6 注意事項

- (1) 当日は、必ず本協会係員の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- (2) 展示、販売及びPRは出店場所内のみで行い、他の園内施設での広告、宣伝、販売などの行為は行えません。
- (3) 開催当日、荒天でイベント等が中止または時間短縮になった場合は、営業を中止または開催時間を短縮させていただく場合がありますのでご承知おきください。なお、この場合、開催前からの中止を除き、出店料は返金いたしません。
- (4) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。
- (5) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下(売り場含む)にビニールシート(可能な限り不燃性の高いもの)を2重で敷いてください。汚した場合、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、シート等が敷かれていない場合や、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (6) 営業終了は午後9時00分、撤退完了は午後10時00分までをお願いします。時間厳守にご協力をお願いします。
- (7) 出店にかかる事故・盗難等または、出店者の故意・過失により事故等があった場合については、本協会は一切責任を負いません。
- (8) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (9) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合は、出店をお断りします。
- (10) 市内店舗のPRを目的としていますので、店舗名を記載した看板を移動したり、商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。
- (11) 各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものの販売、使用禁止の機械等を使用していた

場合は、販売を中止していただきます。

(12) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。

- ※禁止事例
- ・1等、2等などがあり、何がもらえるかはつきりしない。
 - ・サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
 - ・料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろうなど。

(13) 別添「火気取扱い注意事項」を遵守いただけない場合は、ただちに撤収していただきます。

(14) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられています。

(15) 上記のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、本協会と刈谷市商店街連盟で募集要項等に基づき審査を行い、減点・注意を課します。

ペナルティ＝本協会主催の催事(桜まつり、わんさか祭り及びアニメ collection)でチェックを実施し、累積で2回減点となった場合は、本協会主催の催事への出店を1年間禁止します。また、注意が3回累積となった場合は、減点1とします。なお、減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3年経過後に消滅するものとします。

7 出店時について

食品を販売される事業者は、出店当日「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

8 荷物等の搬入・搬出について

搬入・搬出車両は、所定の駐車場に駐車し、次の時間帯は、路上はもとより公園内に車両を乗り入れないでください。

乗り入れ禁止時間帯：午前9時00分～午後9時00分（全日）

※指定された日におけるポンプ場北側スペースへの一時停車を除く。

- ・芝生内は、終日車両の乗り入れは不可となります。
- ・所定の駐車場への駐車は、1店舗につき1台までとしてください。
- ・駐車場の場所は、出店者説明会の際にお伝えします。

9 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟 あきんどぶら座事務局

〒448-8501 刈谷市広小路5丁目46番地

電話 0566-25-3015、FAX 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日 ■営業時間 午前9時00分～午後4時00分

(桜まつり全体) 刈谷市観光協会（刈谷市役所文化観光課内）

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電話 0566-23-4100（土日除く）、FAX 0566-27-9652